

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は大きく3点質問をさせていただきますが、まず、最初に物価高騰対策についてお尋ねいたします。

総務省が5月20日に発表した4月の全国消費者物価指数は前年同月比2.1%上昇しました。伸び率の大きさは、消費税増税の影響で2.2%上昇した2015年3月以来約7年ぶりとのこと。ロシアのウクライナ侵攻を背景にした資源高や円安が主な要因で、エネルギーや食料品の値上がりが顕著だということです。私たちの家計も、冬期間のガソリン・灯油の高騰に始まり、電気、ガス、食料品全般の値上げなど、ヒタヒタと影響し始めています。物価上昇の影響を考慮した3月の実質賃金が前年同月比0.2%減少するなど、賃金の伸びは期待できず、身近な商品の値上げが家計の負担になっています。国は物価高騰対策としてガソリンなど燃料価格の抑制策や低所得者への給付金対応などを打ち出していますが、物価高の影響は今後も見通せず、私達の暮らしはどのようになっているのでしょうか。市として現状をどのように把握し、救済策を考えてみえるのかお尋ねします。

1点目は物価高に対する市民の声を把握していらっしゃるのでしょうか。値上げのニュースは毎日のように報道され、家計を預かる者にとって頭の痛い現実です。家族構成や収入の安定度によって困り度は多少異なってくると思いますが、特に弱い立場の方々、例えば令和3年度に行ったひとり親家庭でのアンケート結果には「給料日前には食材が足りないことがある。」といった声が聞かれています。物価高騰でさらに生活が苦しくなっているのではないのでしょうか。これは家庭のみならず、商店や企業、福祉施設なども含め、市民の困り度をどのように把握されていらっしゃるのでしょうか。

次に救済策についてです。物価は高くなるけれど給料は上がらないとすれば、買い控えが進み経済に影響がでてきます。また、どうしても購入しなければならない物を優先し、優先順位の低い物は購入に躊躇することもあります。コロナ禍で冷え込んだ消費にさらに物価高が追い打ちをかけ、厳しい経済情勢が継続するものと思われまます。物価高にあえぐ市民の声、企業や商店の実情に対応するため、国の施策はもちろん、市独自の救済策などどのように考えてみえるのでしょうか。

3点目は給食の対応についてです。食材の高騰で、その動向が懸念される1つとして子どもたちの給食があります。特に小中学校の給食は給食費として徴収された金額で食材を賄っています。1食当たり小学校では260円～281円、中学校は308円～325円で食材調達しなければなりません。当然、食材が値上がりすれば献立に支障がでてきます。現状でも小麦を原材料とするパンや麺類の提供回数が少なくなっています。食材のランクも落とさざるを得ません。子どもたちにとって楽しみな給食。特にコロナ禍で黙食が推奨されていますので献立の内容次第でモチベーションにも影響するのではないのでしょうか。今後も外国産に頼っている小麦、油、砂糖、トマト加工品の値上がりが予想されます。献立の工夫だけでは限界があります。しかし、給食費の値上げにつながると保護者の負担も限界ではないのでしょうか。今後の給食対応はどのように考えてみえますでしょうか。以上、物価高騰対策についてお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

物価高騰対策につきましてのお尋ねでございます。3点ご質問いただきました。全て関連がございますので一括してご答弁申し上げます。追加の対策の事実上の発表も含んでおりますので、少し長くなりますけどもご容赦いただきたいと思います。

今回の物価高騰でありますけども、世界的な原材料価格の上昇、それから、ロシアによるウクライナの侵攻、そして急速な近年にない水準の円安と様々な要因が絡み合って、その影響はこれまでにない規模で全国に広がっているというふうに認識をしております。

飛騨市も例外ではございません。毎週定例で開催しております市のコロナ対策本部の会議の中の様々な報告の中に、物価高騰による市民生活や企業への影響が聞こえてくるというのが、年を明けてから少しずつ出るようになってきておりまして、3月頃から継続して状況のモニタリングを行ってまいりました。

こうした中、4月26日に開催されました政府の原油価格物価高騰等に関する関係閣僚会議というのがございまして、ここで、コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策が明らかにされたわけでありまして。この中では低所得世帯への生活支援特別給付金を初めとしまして、配合飼料の価格高騰対策や賃上げ価格転嫁対策、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分というのを創設して、県や市町村の対策を支援することなど、各分野に対する政府の対策方針が示されたというところでございました。

それで、これを受けまして、改めて市内における影響を漏れなく把握するため、商業から農林畜産業、低所得世帯やひとり親家庭などを対象に幅広くヒアリングを行うことの指示をいたしまして、5月11日に情報共有会議を開催してその結果を取りまとめたところでございます。

それで、その内容見ますと、食料品等の値上がり幅は全体で10%～15%程度あるということ。それから、畜産の輸入粗飼料。これは牧草であります。粗飼料の大幅な価格高騰がみられているということが分かりました。また、企業は仕入れ価格値上がりの影響を受けておりまして、これに対して融資対応ではなくて、設備投資先送りによって、手元資金の温存に努めている様子であること。こうしたことも見えてまいりました。

また、学校給食では食材費の高騰によりメニュー変更を余儀なくされていること。それから市民生活の中では高齢者世帯を中心に、ガソリン等の高騰で外出を減らすという傾向が見られました。値引き商品の購入や暖房器具の使用を控えることによって節約を行いまして、いわゆる生活防衛に勤めている方が多いということが見えてきたわけでありまして。そしてこれらへの対策について直ちに検討の開始をいたしました。

一方で、その時点、つまり5月の上旬の時点においては、国や県の対策の詳細が明らかになっておりませんでしたので、市としては、今議会の初日に上程させていただく補正予算への関連経費の計上を見送りまして、国や県の対応状況をぎりぎりまで見極め、そして、対応が必要な分野への施策に関する予算案を今議会に追加上程をさせていただくという方向で調整を進めてきたところでございます。

その後、5月30日、約2週間前ですが、国や県の対策がおおよそ判明してきたということで、明日、対策に関する経費の補正予算を追加で上程させていただくこととしたというところでございます。

その内容につきましてご説明していくんですが、その前に、まず、基本的な考え方についてご説明をしたいと思っております。こうした世界規模の経済変動であるわけですが、こうした世界規模の経済の動きになりますと、一国の力で根本的な対策を講ずるということは不可能であります。

当然、飛騨市にその力がないことは言うまでもないということです。そうなりますと、行政に求められるのは影響を受ける方々の経済的被害の程度を軽減するという対策を講じるというのが、まず基本スタンスになるということです。

さらにその中でも基礎自治体である市に求められることは、国や県が打つ対策の内容をよく見極めながら、国、県の対策から漏れ落ちる分野をまずカバーするということ。そして、真に生活に困っている方々へのセーフティーネットを張る。セーフティーネットを構築するということであると考えております。

また、こうした経済変動がどの程度継続するのかという見極めも必要なわけですが、長期に及ぶ経済変動ということになりますと、これは構造変化に繋がるものでありますので、そうした場合は緊急対策でつないでいくことは難しい。その状況に対応していくための支援策というものを講じなければいけない。こういう考え方に立たなければいけないというわけです。

それで、その点で見ますと、今回の物価高騰は新型コロナウイルス感染症の影響が出ていたところに、ロシアのウクライナ侵攻という予期せぬ事態が加わって起こっているということなんです。急激な円安。ここがポイントでありまして、この急激な円安は近年のアメリカのインフレを背景とした利上げが背景にございまして、それはある程度予想されていた事態であったということです。

一方で我が国においてはデフレ傾向が続いておりますし、世界的に見ても高い水準の国債残高がありますので、利上げをすれば当然、利払いが増えるということになりますから、これは簡単に利上げをするわけにはいかないという事情がある。そうすると、この円安傾向は当面続くものというふうに考えておかなければいけないということになります。

また、人口減少に伴って人手不足が顕著になっておりますから、もともと人件費の高騰が進んでおりました。それで、そうした人件費の高騰が商品サービスに転嫁されていくという流れがあるということも考慮しなければいけないということになるわけです。

そういたしますと、今後、商品サービスの価格高騰は不可逆的なものであるというふうに考えなければいけないと思っております。つまり少し我慢していれば、物価が元に戻るのではなくて、恐らく上がりっ放しになるだろうというふうに考えなければいけないということです。したがって物価変動を全てカバーする対策というのは、そのときは取れないわけですから、それに合わせた人件費、物価水準が安定し、均衡してくるまで徐々にやらしていくという激変緩和的な対策として対策を考えていく必要がある。市としてはこうした見通しに基づいて対策を検討することとしてきたところでございます。

それで、その対策の中身につきまして順次ご説明を申し上げます。大きく3つの柱で構成しております。まず、1つ目は市民生活の支援であります。弱い立場の方々への支援というところが、

まず1番目になるわけですが、ここは国の施策がございまして、低所得の子育て世帯を対象とした児童1人につき一律5万円の支給を行うということのほか、住民税非課税世帯等を対象に世帯ごとに10万円を支給するという施策がございまして、これらは、その大部分をプッシュ型で支給することとし、国の施策ではあるものの、事務手続きは市町村が行うこととなっておりますので、速やかに対応していきたいと考えております。

それで、併せて全世帯にこの影響が広がってきおまして家計を圧迫しておりますので、ここについて市として取れる施策はないかということで、市内の2商工団体と連携いたしまして、購入上限額1万円につきプレミアム率20%付与し、市民1人当たり1万2,000円分の商品券購入を可能とする飛騨市家計応援プレミアム商品券を発行いたします。

それで、さらに顕著に影響が出ております。高齢者の外出生活支援におきましては、従前に配布しているいきいき券、1冊4,500円分につきまして、生活応援いきいき券として追加でもう1冊配布をするとともに、店頭での燃油、ガソリン、灯油等の購入を利用範囲に加えていくということといたしたいと思っております。

それから、私立学校、保育園の給食支援であります。令和3年度の実績と令和4年度当初の見積もりの比較で、食材費が約3.5%高騰していることを確認しております。その影響分を補填支援することで、従前と同じメニューでの給食提供を可能とするということにいたします。

なお、県立学校や私立保育園については、県が直接支援することとなっているところでございます。

2つ目の柱が事業者への支援でございます。ここでは、市民生活の維持に必要な介護関連サービスや移動販売等事業者に対し、協力金または従前の助成金の上乗せという形で支援を行いました。急激な価格転嫁による利用者負担の増加を緩和していきたいということです。資金繰り等の支援につきましては、設備投資の抑制による影響を緩和する。先ほどそうした傾向が見られるというヒアリング結果に基づいたものであります。この設備投資抑制による影響を緩和するために、令和2年度に実施しておりました設備導入等費用の2分の1、最大50万円を支援する補助制度を令和4年12月末まで復活実施をいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応で、既に借入れを増やしている企業があることを踏まえまして、県制度融資からの借り換えに対する従前の利子補給に加えて、支払い信用保証料も最大50万円支援してまいります。また、粗飼料の高騰に窮する畜産事業者の支援としては、高騰分の2分の1に相当する4,500円を基礎額といたしまして、各畜産事業者の飼育頭数分を給付金として交付をいたしたいと思っております。

最後に、こうした支援策に連動し、事業効果をさらに高めること。新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るために、3つ目の柱として経済社会活動の回復に取り組んでまいります。

先ほど申し上げました飛騨市家計応援プレミアム商品券の発行に連動し、地域の商工業振興を目的とした各種イベントや自社製品、サービスの積極的な情報発信、メニューの価格表示の改定など物価高騰や価格転嫁に対応した様々な販売促進活動の取り組みに対し、最大50万円を補助してまいります。

また、市内での経済循環を向上させるため、これまで大好評を得ている電子地域通貨さるぼぼコインを活用した20%のポイント還元を行う飛騨市まるごと大売り出しを、秋ごろを目途に実施

いたしまして、さらに還元されたポイントの利用を市内店舗に限定する仕組みを新たに取り入れてまいります。

さらに、こうした経済社会活動を行う上で鍵となる新型コロナウイルス感染症の検査を気軽に受けていただけるよう、市民個人が市内の薬局において、医療用抗原定性検査キットを500円で購入できる助成制度を6月10日から拡充したところをごさいます。従前の市民のみであった対象者に市内在勤者を追加するとともに、一度に購入できる個数をこれまでの3個から5個に拡大しております。また、事業所における勤務復帰やスクリーニング検査に活用できるよう、医療用抗原定性検査キットの購入費用の一部を助成する助成制度について、補助率を従前の2分の1から3分の2に拡大するとともに、制度利用上限回数を従前の1回から3回に拡大をいたします。

以上の追加対策にかかる予算の総額なのですが、1億9,300万円ということにいたしております。このうち、市の独自施策に要する費用が1億4,700万円でございますが、この財源につきましては予備費に計上している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

なお、今年度の飛騨市における本交付金の活用額ですが、冒頭に申し上げましたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を含め、総額3.7億円となっております。今回の緊急対策では物価高騰1.2億円のうち1億円を充当するというので、残りは通常のコロナ対策枠から充当してまいりたいと考えております。

このほか農業における肥料高騰があるわけですが、こうしたことなどは、国、県を初め、各種団体等で対策の検討が始められると伺っております。また土木関連資材高騰などの影響も出てきておりますが、こうした状況は国、県の動向を注視しつつ、秋冬の市民生活の影響などを今後も定期的にモニタリングしながら、機を逸することなく必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、その際の財源ですが、先ほど申し上げました臨時交付金のうち、4月から本対策までに活用した額の残額が1.7億円ございます。さらに、市有施設の燃料高騰などの対応に財政調整基金から所要額を取り崩して対応してまいりたいと考えております。

最後に、給食費のご質問と関連をいたしますが、水道料金と給食費の一律減免につきまして、今回、複数の質問をいただいておりますが、ここで私の考え方を述べておきたいと思っております。

これまでもコロナ対策、燃料高騰対策などにおいて市民生活を支援するための様々な対策を講じてまいりました。ただ、そうした際に、水道料金や給食費など、実際にかかる費用。いわゆる実費としていただいている料金を一律に減免するということは原則として実施しない方針としてきたところがございます。特に水道のように全世帯が利用しているものを減免することは、支援策としては幅広く行き届くということはあるかもしれませんが、企業会計による独立採算で運営されている事業において減免を行うことは、長期的な運営計画に基づいて費用を決めている事業の運営に甚大な影響を与える結果となります。

仮にそれを実施するとしても、減免ではなくて、減免相当分を一般会計から拠出するか。別の形で相当分を支援するというのが、基本になるわけでありまして、その効果というのは、現金給付と同じということになります。それで、現金給付というのを、私自身はずっとかねてから行わないということを申し上げてきたわけですが、市が行うには財政負担が大きい一方で、地域

全体に対する波及効果が見えづらいという問題があります。

また、資力がある世帯も一律に支援するという点、あるいは限界消費性向というような専門用語がありますけれども、支援したものがどのくらい商品に行き渡るかというのを、大体、3割程度だということに見られているという分析等々もあることを踏まえたと、こうした現金給付に等しい取り組みをすることは、政策的には粗い手法だと言わざるを得ないと考えております。さらに、これは恒久的な対策にはとてもできないわけでありますから、減免を終了する段階では逆に市民の負担感が大きくなるという問題もはらんでまいります。

したがって、他の自治体が同様の施策を講じていても、飛騨市はこれに追随することはせず、市内の状況を見極め、できるだけ対象を絞って、どこをどう支援するかを考えるかを基本にしたというふうに考えております。

こうした考え方から、先ほど申し上げましたプレミアム商品券のように、生活の様々な場面で活用できる商品券を交付することで、地域経済への波及効果も狙いつつ、生活全体を支えるという手法をとることにしたということでございます。

また、事業者の水道料金の負担ということがございまして、電気や燃料ガスにおいても急激な価格高騰が生じておりますので、非常にご負担感が大きいということになっているわけでありませうけれども、これは長期的な価格の上昇に対応する商品やサービスの価格見直しの中で対応していただく必要があるのではないかと考えてございまして、融資や販促の支援策を講じることとしたのはそういった理由によるものでございます。

また、学校給食については、現在、価格が高騰しているパンや麺類の頻度を落として、ご飯の回数を増やすなど比較的安価な食材に変更するなど、あるいはデザートの手数をやや減らすなどの献立の工夫によって、現在、食材費を抑制しているわけでありませうけれども、この物価高騰が長く続くことが予想されるわけですから、そうすると献立の工夫だけでは限界が出てくる。もちろんご飯でも丼ものにするなど、栄養価はもちろん美味しく食べられるものに気を使っていたいただいておりますけれども、給食は子供たちの楽しみでありますし、喜んでもらえる献立にしたいというふうに考えます。

そこで、今回、追加上程する予算の中で、各給食センターにおける学校保育園給食における食材費高騰分を公費によって支援する費用を加え、給食費の値上げを行うことなく、栄養バランスの保たれた給食の提供を継続できるようにしたということでございます。

調査以降も物価高騰が続いておりますので、今後も上昇することを予想し、今後の対応については引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（住田清美）

すみません。いっぱいのことを短時間に聞いたので、何から整理して質問しようかなと考えるところですが、物価高騰については、世界的な経済の動向ということで、飛騨市1つの自治体でどうこうというものではないけれども、その中でも飛騨市独自の政策を打っていただけると今お話があったのかなと思います。

その中で、経済対策、市民生活の支援、それから事業者への支援とかありまして、その中で商店の支援、それから市民の支援もそうなんですけれども、プレミアム商品券、まるごと大売り出し

を計画してみえるということだったんですけども、このプレミアム商品券は20%のプレミアム率ですが、検討なされた末のこのパーセンテージ。市民にとってはもっとプレミアム率が高いほうがいいのかなと思うんですけど、検討なされた末の数字なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど市内の食料品等生活部品の値上がりがどのくらいかということ进行调查したというふうに申し上げましたが、10%~15%ということでしたので、それに対応するという事になると15%なのかなという議論からスタートしたわけですが、プレミアム商品券としての魅力ということもございまして、先般、全員協議会のほうでもお話をさせていただいたときに、議員各位からもせめて20%はという声もいただいています。そうしたことも考慮いたしまして、今回20%ということにさせていただきました。

○7番（住田清美）

これは多分、プレミアム商品券もまるごと売り出しも、予算的には今年度で終了すると思うんですが、先ほど申し上げましたように、この物価高騰、物価が下がることはないが、高止まりをしっかりと支援していくということなんですけど、今後もこの高騰が身をもってひしひしと感じられるようで、経済活動で皆さんが買い控えをしたり、商品に繋がらないというような状況を鑑みたときには、これの追加対策ということについては今後、考えてみえますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたように、まだ少しコロナ対策というものも兼ね備えてということになるんですが、また追加の検討をしていかなければいけないんだろうと思います。

ただ、それがあからこそ、現金給付というような行政の体力を落とさせて、なおかつ波及効果が見えにくいという対策ではなくて、ポイントを絞って財源を活用していきたいというふうに思っておりますし、またこれはやっぱり不可逆的ということになりますと、価格に転嫁される。それによってある程度その利益が確保されて、給料なり、報酬なり、所得というところもしっかりと還元されていくという流れができて、全体として均衡安定するところをやっぱり目指していかなくてはいけないということになりますので、そうした国の対策なんかも横目で見ながら、どのタイミングで市として、どこを支えなければいけないのかというのをよく見極めた上で、次の対策というのはまた考えていきたいということです。

○7番（住田清美）

市独自の対策とかお話をいただきまして、それから、畜産農家に対する飼料の補助的な部分もお話をいただいて、その中で農業の分野、肥料とかだと思います。それから建築の資材なんかは国、県の動向を見ながら市独自で考えていくというふうにお話をいただきましたが、もう1つ、福祉分野のことでちょっとお尋ねしたいんですが、原材料、ガソリンや電気、食材にしても値上がった分を価格に反映することができる分野はいいんですけど、福祉施設、例えば、高齢者が入所していらっしゃる、あるいはデイサービスを利用していらっしゃる場所は、送迎のガソリン

代も上がっている施設の電気代も上がっている、お食事の食材も上がっている中で、これは価格に反映できない介護の基準で決まっているので、そうすると業者さんがもろに煽られてしまうということなんです。この辺については、あまり国や県の動きも見えてこないんですけど、飛騨市の中で、こういうところの分野について、現状を把握していらっしやって、どのような方向性で行くのかということはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

やっぱり報酬の改定というのは、されていかないといけないんだろうというふうに思います。やはり、特に通所系のもの、あるいはデイサービスのように送迎があるものと、かなり負担が大きくなっていくというのにも目に見えております。

今回も介護関連サービスとか移動販売等の事業者に対しては、市独自に協力金助成金の上乗せということで、支援をさせてもらうようにするんですが、やはり、このあたりはしっかり国等に対しても意見をしながら、現場の状況を伝えながら、しっかり報酬に反映していただくように、市としても努めていきたいというふうに思います。

また、それが事業を圧迫するというような状況が続けば、これは市民生活上、本当に不可欠中の不可欠なサービスですので、市独自に継続して支援をしていくというようなことを考えていかなければいけないと考えております。

○7番（住田清美）

ぜひ、社会福祉法人さんとかの声も聞いていただいて、多分大変な状況はあると思いますので、その辺はまたしっかり声を聞いて、市独自で助けられるものについてお願いしたいと思います。

物価高騰に対しては、まだほかの議員さんも質問されておられますので、またそちらにお任せするとして、最後にちょっと給食費だけお尋ねしたいんですが、この後の籠山議員は給食費無償化についても提言されています。私もこの給食費、市長は先ほどもおっしゃいましたし、食べるものというか実費でいるものについてはしっかり徴収はしていくという概念の基、されておられますが、このままでも食材が高騰していけば、その分はずっと市が今のように負担をして、上乗せ補助をしてくださるのか、給食費は月に約5,000円くらいなんですけれど、国は控除より給付ということで、今、子供の税控除はやめまして、子ども手当、児童手当のような給付型に切り替わっておりますといいますが、小中学生はひと月に児童手当が1万円なんです、そのうちで給食費を5,000円払い、学級費を払い、中学生になると部活の活動費も払い、それから修学旅行の積立費も払いすると、とてもこの児童手当1万円の中でしっかりと払っていけないものではない。もちろん足が出るというような子育て政策の中で、例えばですけど、保育園ですと、保育園は今、3歳以上児は保育料が無料になっていますけれど、副食費はいただいています、第3子は無料になっています。それから所得制限の360万円以下のところも無料になっています。このような子育て政策の考えの基、給食費も、今の物価高騰は家族がたくさんいらっしやるところにとって特に影響があると思いますので、第3子の給食費の無償化、例えば第2子の半額とか、そういったこともちょっと考えていただくような帰路の時点ではないかと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

確かに生活の所得と言いますか。生活を支える収入所得の部分がどのぐらい上がってくるかということとの見合いの中で、なかなかやっぱり全体としての給与所得というのが上がらない。物価だけが上がってくるという中で、特に負担感が大きいところに何かしらの支援をしていくということは全く否定するものはございませんし、そのときの状況によって考えるということは当然あると思っております。ただ、先ほど申し上げているように、基本線としては、実費ですから、例えば給食というのを辞めましたというふうになったときは、家で当然弁当を作ってくる。そのときの食材費というのは当然皆さんかかるわけでありますから、それをある程度給食という形で提供することによって家庭の負担を下げている。給食には元来そういった効果があるわけでありますので、そうしたことを考えると、それはベースにしなから、ただ価格変動、それが全体で均衡してくるまでの間、何とかカバーしていくということは否定するものではないということで、そこについては、引き続き状況を見ていきたいというふうに思っております。

○7番（住田清美）

給食費については、またこの後、籠山議員もやられますのでお願いします。今回の物価高騰につきましても、本当に先ほどからも言われているように、世界的な経済状況が背景にありますので、飛騨市だけが被っているわけではないということは分かりますけれど、それでも市民の生活は日々実感として、何でもかんでも上がってしまって、大抵ではないなと思うところがあります。先ほど、市独自の政策も発表していただきましたし、また財源につきましても、臨時交付金の中で対応していただけるということですので、しっかりとまた予算委員会等でも質問しながら、しっかりと制度設計について納得のいくような形で遂行していただくようお願いをいたすところであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は新型コロナウイルスの対応についてお尋ねしたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策が始まって3年目を迎えました。ウイルスとの闘いの中、緊急事態宣言の発出など市民生活や経済活動に大きな打撃を与えました。そのような中、ウイルスの変異やワクチン接種により重症化のリスクは抑えられるようになりました。マスク生活が当たり前だったのが、少し改善の兆しも見られ始めました。訪日外国人の人数も緩和されつつあります。市では4回目ワクチンの希望調査も行われています。

このように新型コロナウイルスについては、新たな局面に移行しつつある中、また、6月1日付けの広報ひだ号外を拝見しつつ次の点をお尋ねします。

1点目は、新型コロナワクチン4回目接種のエビデンスについてです。現在4回目のワクチン接種が進められています。対象となるのは、3回目のワクチンから5か月が経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっています。

若年層や医療従事者、介護従事者などは、今回は対象となっていません。最近では家族感染も多くなっている現状の中、今回の対象者のみ4回目を接種するエビデンスはどこにあるのでしょうか。また、この後5回目接種へとつながるのでしょうか。ワクチン接種について教えていただ

きたいと思います。

2点目にはマスク着用についてです。国では新型コロナウイルス感染症対策のうちマスク着用について新たな見解を述べています。マスク着用の必要がない場面として、屋外では人との距離が確保できる場合。人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合。屋内では人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合などとしています。また、学校生活では体育の授業や運動部活動、登下校の際などマスク着用は必要ないとしています。

しかし、長い間マスク生活に慣れてきた日常では、周りの目も気になる中、外しづらい現状ではないでしょうか。マスク着用は緩和されても基本的感染対策は行わなければなりません。市ではこのマスクについて、市民に対してどのように周知していくのでしょうか。特に学校生活においてはどのように指導されていくのでしょうか。マスクの取り扱いについてお尋ねします。

3点目は、後遺症の相談窓口についてです。新型コロナワクチン接種後、個人差はありますが、副反応がでます。腕の痛みや発熱、倦怠感、頭痛など様々ですが、そのほとんどは数日で回復します。

しかし、その後も症状が改善しない方、体調不良を抱える方もみえます。また、新型コロナウイルス感染症で入院した中等症以上の方のうち10%は筋力低下や呼吸困難など後遺症を抱えている可能性があるとの報告もあります。

そのようなワクチン接種後あるいは新型コロナウイルス感染症罹患後に後遺症の症状がみられた場合、市として相談窓口はないのでしょうか。あくまで個人的に医療機関を受診することになるのでしょうか。以上、コロナ対策についてお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

新型コロナウイルス対応について、私からは2点目のマスク着用について学校の対応についてお答えをいたします。現在の学校生活におけるマスクの着用については、岐阜県教育委員会通知、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営で示された学校生活におけるマスク着用の考え方、令和4年5月30日付変更版を踏まえて指導をしているところでございます。

学校生活におけるマスク着用の考え方としては次の2点です。1点目は、マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であります。しかし、人との距離や会話の有無によりマスクを外すこともあるということでございます。

2点目は、気温、湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合においてはマスクを外すなど、熱中症対策を優先することです。

この考え方を踏まえて、学校ではそれぞれの教員が、活動の対応や児童生徒の様子などの状況を的確に把握し、臨機応変に対応するように努めております。

さらに、児童生徒自身の判断でも適切に対応できる力を育てるよう、体育の授業や部活動、屋外活動、暑い時期の登下校など、マスクを外すことが推奨されている場面も通して、具体的に熱中症とマスクとの関係、人との間隔の確保や換気、会話を控えるなどの、マスクを外す際の留意点について繰り返し指導しているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目のワクチン4回目接種のエビデンスについてお答えをいたします。我が国におけるこれまでの新型コロナワクチン接種は、個人の重症化を防ぐだけでなく、社会全体の感染者数を抑えて、医療体制を崩壊させないことも目的とされていました。

しかし、今回の4回目接種については、60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他、罹患時の重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とする旨、4月28日に国から対応方針が示されたところです。国では対応方針の決定に際し、主にイスラエルにおける4回目接種に関するデータと、諸外国における4回目接種の方針を踏まえ判断を行っています。

4月27日に行われた厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の資料によれば、オミクロン株流行下において、3回目接種から4か月以上経過した60歳以上の者において感染予防効果は短期間しか持続しなかった一方、4回目接種の重症予防効果は6週間減衰せずに持続し、死亡予防効果がえられた研究報告もあるとされています。

また、諸外国の4回目接種の方針として、対象者を重症化リスクの高いものなどに限定していることが挙げられています。ここで注目すべきことは、感染予防効果は短期間しか持続しないとされていることであり、接種後20日程度で約半分に、30日程度で3割に、60日弱程度でほぼ効果がなくなるというイスラエル保健省のデータが示されております。

つまり、3回目までのワクチンとは異なり、ワクチンを接種しても、感染そのものを防ぐという効果は限定的だということになります。

一方で、重症化予防効果は接種後40日経っても8割近い効果を維持されることが示されています。このエビデンスが、医療従事者や若年層、介護従事者等を一律に対象とせず、高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方に対象を絞った理由であると理解しております。

なお、5回目接種につきましては、現時点では、国の議論も行われておらず、市としても何ら情報を持ち合わせておりませんが、新型コロナのワクチンによる免疫は、短期間で減衰していくこととされておりますので、今後、世界的に流行が収まらない場合は、定期的に予防接種を行うことになるのではないかと考えております。

次に3点目の後遺症相談窓口についてお答えします。新型コロナワクチン接種後の副反応や新型コロナウイルス感染から回復後も継続する後遺症に苦しんでおられる方がおみえになることは、マスコミ報道や厚生労働省の公表資料で承知しております。

しかしながら、ワクチン接種後の副反応の種類や症状継続期間には個人差があること。また、感染回復後の後遺症については、いまだ原因が明確になっておらず、現状では確立された治療法がなく、対処療法によるしかないとされており、市としては医学的知見など、相談に応ずるだけの専門知識を持ち合わせていないことから、これらの専門相談窓口は設けておりません。

したがって、市としてはコロナ総合相談窓口や保健センターに相談があった場合には、まずはワクチン接種医療機関や、かかりつけ医等、身近な医療機関に受診、相談されるよう助言を

行っております。

ワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築については、昨年2月に厚生労働省から各都道府県宛てに通知が発出されています。岐阜県においても、身近な医療機関への受診相談の結果、さらなる検査や治療等の対応が必要と判断された場合は、地域の中核病院との連携、飛騨圏域では久美愛厚生病院、高山赤十字病院、下呂温泉病院による受診相談体制が確保されているとともに、岐阜大学医学部附属病院が、専門的な知見から医療機関をサポートする体制が構築されております。また、岐阜大学医学部附属病院においては、新型コロナウイルス感染後の後遺症に悩む方に対する専門外来を昨年11月から開設されていると伺っております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○7番（住田清美）

まず、マスクの着用についてお尋ねしたいと思います。今、学校生活でのマスク着用について指針もありますし、報道でもあります熱中症、特にこれから夏になると、熱中症対策のほうを優先するというようなこともありますので、体育の授業とか、部活動で外すこともあると思うんですが、普通の授業のときは多分マスクをしたまま授業をすると思うんですが、体育のときに外したりするいろいろなときに外したりすると、はめたり、着用したり、外したりするときに、マスクはちょっと不衛生にならないのかなと思うんですけど、その辺は何かマスクケースを配布するとか、そういったことはなくて、そういった対策については自己責任の中でマスクの着脱については指導してあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

これまでの2年間も同様のことを行ってきたわけですが、中には不衛生といいますが、あまり頓着をしないということもあるのではないかと考えておりますが、それは学校内でそれぞれ適正に指導をしているところでございます。

○7番（住田清美）

子供たちについてはそういう指導をされていますし、登下校なんか特にこれから暑くなりますので、熱中症対策を優先していただきたいと思います。

これは子供だけでなく、やっぱり市民の方も一緒だと思うんです。熱中症対策を優先していくということについては、同じ観点で進むべきなのかなと思うんです。ですから1人で散歩されているときなどはマスクを取って、屋外の場合、人との距離が保てて会話をしなければマスクをとってもいいとは言われていますけれど、なかなかマスクを外すことについて抵抗があるのではないかと考えています。中にはマスク警察のような感じで、あの人は外で取っていたとか、何とかという話になると、また余計に外しづらくなると思うんです。ポスターにもありますようにやさしいまち飛騨市を継続していくためにも、そういったマスクの着脱について、この間、号外は出ましたけれど、またさらにいろいろな媒体を使って、そういった市民についても、マスクの取り扱いについて啓発をするようなことは、今後も考えておみえでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先般、6月の1日に号外ひだで、マスク着用について発出させていただいたところでございますけれども、今後、今、議員がおっしゃられましたように、暑くなっていくことが予想されますので、度重ねて啓発、周知に努めてきたいということを思っております。

○7番（住田清美）

4回目接種のエビデンスについても、よく分かりましたので、このような理解の基で、また、ワクチン接種について個別の判断になろうかと思いますが、進んでいくものだと思っています。何にせよ、早く皆さんとマスクなしの生活が送れるように願うばかりでございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。ごみの不法投棄やポイ捨て防止についてお尋ねしたいと思います。5月30日は読み方のゴロ合わせから「ごみゼロの日」となっていますが、この日に先駆け、市では5月28日の日曜日に各地区内でごみ拾いなどが行なわれました。普段何気なく通っている道も改めて目を凝らしながら歩くと、プラスチック系のごみや吸い殻、空き缶などがポイ捨てされていました。こうして市民が環境について意識を高めることは素晴らしいことだと思います。

古川町を観光される方が口にされるのは「きれいな町ですね。」と言われます。この言葉の中には「町並みが整然としていますね。」と同時に「ごみが1つも落ちてなくてきれいですね。」という気持ちが表れています。

しかしながら、不法投棄などは相変わらず0ではないようです。不法投棄マップにも「飛騨市では、巡回パトロールや看板設置による不法投棄防止策を行っていますが、山林や河川敷等へのごみのポイ捨てや家電製品等への不法投棄が絶えない状況です。」と記載されています。

また、雪解けとともに露出してきたペットボトルや空き缶などのポイ捨てごみ、用水に流れ着く不燃ごみなども目につきます。環境問題には意識が高い飛騨市民だとは思いますが、ごみの不法投棄やポイ捨て防止に関してその現状と、市としての対策について尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、ごみの不法投棄の防止について現状と対策についてお答えいたします。近年は市民の皆さんの高い意識から、まちなかでのポイ捨てごみはあまり見られませんし、道端や河川のゴミも昔よりは減っていると感じていますが、一方で一部のモラルに欠けた方の行動から、人目につかない郊外を中心に不法投棄はなくならないのが現状です。

市民からの通報や市が行う不法投棄パトロールにより把握した投棄件数は、令和3年度は25件となっており、近年も件数は減っておりません。また、毎年5月30日を目安に行うごみゼロ運動では、長年、行政区や自治会などで、地域のごみ拾いなどを継続いただいております。地域の美化と不法投棄に対する意識向上に繋がっていますが、今年度も約2.3トンと多くのごみが回収されています。

投棄物は、廃家電や廃タイヤなどから、空き缶やペットボトル、弁当の空箱のプラスチックゴミなど様々ですが、産業廃棄物の大量投棄のような事例は少なく、ほとんどが家庭系のごみの投

棄事例で、市の保健衛生カレンダーで示す分別処理方法に従えば、適切に処理できるものです。

投棄場所は様々ですが、幹線道路の退避場のような場所や水路への投棄などが比較的多い事例です。現状の対策としては、不法投棄パトロール車両を定期巡回させ、防止の啓発と投棄現場の確認を行っており、これに加え、令和2年度には、過去に投棄があった箇所を地図上に落とし込んだ、不法投棄マップを作成。全戸配布し、市民の皆様にも監視の目を持っていただくことで、抑止の強化を図ってまいりました。

投棄物から個人が特定できそうな場合には、警察に相談し、実際に警察から注意いただいた事例もありますが、水路への投棄などは投棄場所が特定できないこともあり、投棄者を割り出すことは非常に困難です。度々投棄がある箇所については、監視カメラを設置し、実際に投棄現場が撮影できたときには、警察に申し込みいたしましたが、個人を特定するまでには至りませんでした。

今年度はさらに監視の強化を図るため、撮影した動画や静止画を職場のパソコンで確認できる自動撮影カメラを試行的に導入し、不法投棄の多い2か所に設置しています。

不法投棄対策には、これを行えば完全になくなるという決め手はありませんが、不法投棄が確認されている。あるいは市民の目で監視されていることが、投棄者、あるいは投棄しようとする者に伝わることも抑止に繋がると考えております。

不法投棄は犯罪ですので、映像や投棄物から個人の特定に至りそうな場合は、警察に通報することはもちろん、今年度導入するごみ出し支援アプリの活用などにより、投棄事例を積極的に広報し、市民の皆さんに、より関心を持っていただくことで、監視体制を強化するなど、不法投棄されにくい環境をつくるため、引き続き行政と市民が一体となって不法投棄の抑止を図ってまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○7番（住田清美）

綺麗な町なんですけど、やっぱり不法投棄がなくなるというのが現状だというお話をさせていただきました。市民もそうですし、市も環境には、とても高い関心があって、さる3月にも飛騨市ゼロカーボンシティ宣言もされまして、二酸化炭素の排出量について0にするというような決意をしたところでありますが、残念ながら二酸化炭素の元となる不法投棄のごみが減らないことは残念なことでもあります。

先ほどの部長答弁にもありましたけれど、不法投棄は犯罪であるということをしつかりとやっぱり前面に押し出していくことが必要かなと思っています。聞くところによると警察との連携もされているということなんですけど、今年度の新年度の予算で、より高性能な監視カメラを導入して対応するということなんですけど、このカメラはもうお話の中にあつた2か所に設置されたということでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

これまでのカメラは、録画はカメラのほうに録画媒体、SDカード等を挿入しておりまして、定期的に回収をして確認をする必要がありましたが、今年度から施行しておりますものは、撮影

範囲で動きがありますと、自動的に撮影を開始して、データが送られてくるというものでして、試行的に2か所に設置をして監視を始めております。

○7番（住田清美）

しっかりと人の目があるということを行き渡らせることで、より効果があるといいなと思っております。

それから、またシルバーさんに委託されて、パトロールのほうもやられていると思うんですが、時には町の中を巡回していただきながら「不法投棄は犯罪です。ごみのポイ捨てはやめましょう。」的な啓発をしていくようなことについても提案をいたしますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

現在は、不法投棄が多い場所、先ほども申し上げましたように郊外のパトロールを主に行っておりますけれども、回数に限度はございますけれども、まちなかについても効果があるということでしたら、検討してまいりたいと思います。

○7番（住田清美）

ぜひやっぱり、用水に流れ着くごみとかも結構、その場所、場所によって結構溜まって、ごみ袋いっぱいに流れてきたというようなところもありますので、そういったところを中心にごみパトロールも強化していただければと思います。

いずれにいたしましても、この市民の皆さんの努力があって綺麗なまちづくりができていくものだと思いますので、しっかりとその辺は市民の意識もそうですし、行政のほうの監視の目もいただきながら、引き続き綺麗な飛騨市を継続していきたいものだと思います。

それでは、これで私の一般質問は終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕